

## 資料 6-2 自民党からの回答

1. 今回の化審法の改正によって、化学物質が環境を汚染することにより、人の健康や動植物の生態にどのような悪影響を及ぼすかについて、国が包括的かつ的確に把握することが可能となりました。特に、化学物質の製造などを行う事業者に対し、毎年その数量を届け出させるように義務付けたり、必要に応じて法律の規定に従い、安全性情報を国に提出することにもなっています。今後、化審法の改正によって国に集約される物質情報によって、そのデータベースという形で、国民の安全安心を高めることに役立つ情報として期待されます。
2. 化学物質は、医薬品や農薬など様々な用途で用いられ、当然、関係省庁が多く存在していることも事実であります。一方、回答1で触れている通り、今回の改正では化学物質の情報が、国に集約されることになり、その情報が関係省庁がそれぞれ所管している法律の運用等に影響を与えることは当然に考えられることであり、ある種の省庁縦割りの弊害をなくすことにつながるものと考えております。いずれにしても、今回の法改正で大きく前進し、省庁同士の連絡が密になり、安心安全が確立されることを政治としても国民目線の立場から支えていくつもりであります。
3. 化学物質を巡っては、残留農薬の問題やシックハウス、アスベストの問題など多く社会的問題を醸し出してきました。当然、その安全性を確保することが大きな目標であります。具体的に2020年における政策目標として、回答2で触れたように、関係省庁の連絡をさらに緊密にするとともに、国際的には「国際化学物質管理戦略」の国内実施計画の策定、さらなる有害物質情報の収集と評価、環境への影響な現状と将来への状況の把握と評価方法の策定など、さらにそれに従事する専門家の養成などおこなうべきだと考えます。